

議案第15号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第42条）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年
多可町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）地域総合開発審議会委員の項、事務嘱託（区長）の項及び土
地利用委員の項を削り、「空家等対策審議会委員」を「空家等対策協議会委員」に
改め、学校嘱託医の項報酬の額の欄中「219,000円」を「220,000円」に改め、人権
啓発推進委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
(略)			(略)		
行政不服審査会委員（専門委員を含む。）	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額	行政不服審査会委員（専門委員を含む。）	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
地域総合開発審議会委員	日額	5,000円			
事務嘱託（区長）	年額	90,000円			
賞じゅつ金等審査委員会委員	日額	5,000円	賞じゅつ金等審査委員会委員	日額	5,000円
(略)			(略)		
産業振興対策審議会委員	年額	10,000円	産業振興対策審議会委員	年額	10,000円
土地利用委員	日額	5,000円			
公営住宅審議会委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権	公営住宅審議会委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権

現 行			改 正		
		者が町長と協議して定める額			者が町長と協議して定める額
町営住宅入居者選考委員会委員	年額	10,000円	町営住宅入居者選考委員会委員	年額	10,000円
空家等対策審議会委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額	空家等対策協議会委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
防災会議委員	日額	5,000円	防災会議委員	日額	5,000円
(略)			(略)		
消防団員	年額	13,000円	消防団員	年額	13,000円
学校嘱託医	1校につき	219,000円	学校嘱託医	1校につき	220,000円
	人員給	474円		人員給	474円
	管理手当	30,000円		管理手当	30,000円
学校嘱託歯科医	1校につき	174,000円	学校嘱託歯科医	1校につき	174,000円
	人員給	474円		人員給	474円
(略)			(略)		
人権啓発専門員	月額	100,000円	人権啓発専門員	月額	100,000円
人権啓発推進委員	年額	10,000円			

現 行			改 正		
児童館運営委員	日額	5,000円	児童館運営委員	日額	5,000円
(略)			(略)		